

京都華頂大学・華頂短期大学における公的研究費の適正使用に関する行動規範

大学における学術研究は、社会からの信頼と負託によって支えられており、公的研究費(注)の不正使用は、こうした信頼と負託に対する背信である。また、大学における学術研究は、学問的良心にもとづき自由に行われる活動であるが、そのような研究の自由を自ら侵害・崩壊させるものである。

これらのことをふまえ、京都華頂大学・華頂短期大学(以下、「本学」という。)は、学術研究の公正性を担保し、公的研究費の適正な使用を確保するため、次のとおり研究活動上の行動規範を定める。

1. 本学職員は、本学の構成員としての誇りと自覚を持って、関係法令、規程等を遵守すること。
2. 本学職員は、公的研究費の原資が国民の税金であることを認識し、その使用に関する説明責任を自覚すること。
3. 本学職員は、公的研究費の取扱いに関する研修に積極的に参加し、関係法令をはじめ、公的研究費の使用ルールを理解に努めること。
4. 本学職員は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めること。
5. 本学職員は、業者等との関係において、公的研究費の使用にあたって国民の疑惑や不信を招くおそれのないよう行動すること。
6. 本学職員は、公的資金の適正な使用を確保する上で、相互に理解を深め、密接な連携を図ること。
7. 本学職員は、公的研究費の不正使用が疑われる場合は、速やかに通報窓口に通報すること。

(注) 公的研究費には、公的機関以外の外部の機関から受け入れた研究費を含む。